

中野区教育委員会会議録 平成19年第7回定例会

○開会日 平成19年7月27日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時54分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
教育改革担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	高 木 明 郎

○議事日程

日程第1 第22号議案 中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 第23号議案 平成20年度使用教科用図書採択について

日程第3 第24号議案 区政情報一部公開決定処分に係る異議申し立てに対する決定について

午前10時00分開会

山田委員長

おはようございます。

ただいまより、教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第22号議案「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育改革担当課長

では、私から、「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明申し上げます。このことにつきましては、先日ご協議いただいたところでございますが、桃花小学校と緑野中学校の設置が区議会で議決されたことに伴いまして、通学区域を設定いたします。そして、それを定めております中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正するというものでございます。

内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず、小学校でございますが、桃園第三小学校・仲町小学校及び桃丘小学校の通学区域につきまして、平成20年4月1日以降、桃花小学校の通学区域といたします。ただし、桃園第三小学校の通学区域のうち、本町四丁目及び同六丁目の地域、これは青梅街道より南側の地域でございますが、こちらにつきまして、中野本郷小学校の通学区域といたします。また、桃丘小学校の通学区域のうち、中野四丁目の地域、これはJR中央線の北側の地域でございますが、こちらについて野方小学校の通学区域といたします。

続きまして、中学校でございますが、第六中学校及び第十一中学校の通学区域を平成20年4月1日以降、緑野中学校の通学区域といたします。ただし、第六中学校の通学区域のうち、野方五丁目及び若宮一丁目の地域、これは環七通りの西側の地域でございますが、こちらを第四中学校の通学区域といたします。この内容につきまして修正をさせていただいたものがこちらの別表の中に反映されてございます。

また、これにあわせまして、この規則の文言整理をさせていただきます。中身につま

しては、これについております「中野区立学校通学区域に関する規則新旧対照表」のところに書いてございますが、主な修正部分につきましては、従来、「学区」と表記されていたものを「通学区域」という表記に統一いたします。また、主語・述語の関係がはっきりしない部分ですとか、句読点の位置が適切でなかった部分等、文章表現のわかりにくい部分を改めたということでございます。

私からのご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

「学区」という文言をかえて「通学区域」というのにしたというのは、何か特別な理由はあるのでしょうか。それとも特になのでしょうか。

教育改革担当課長

通常、「学区」という言葉が、説明等を行う際にいわゆる通称的な形で使われているところでございます。例えば保護者の方への説明資料ですとか、そういったある程度正式な文書等では「通学区域」というふうに言っていることがございますので、そちらに統一させていただいたということでございます。

飛鳥馬委員

再編に伴って学区域を変更せざるを得ないということを考えていただいているわけですが、通学区域を決めるときに、やっぱり一番保護者とか関心があることというのは、その学校にどのくらい近いかといいますかね、便利かというところになると思うのですが、全部地図に沿って見ないとわからないのですけれども、事務局は一番問題にされているのは、近い学校がすぐそばにあるのに、そこには行けないで、かなり遠くまで行かなければならないという、そういうところだと思いますので。あるのに行けないと、そういう感じではないでしょうか。

教育改革担当課長

小学校につきましては、再編の特例というわけではございませんが、通学距離の関係で、本来の指定校より近い学校がある場合は申請により指定校変更というのを認めています。中学校は特に距離によって変更はありません。

飛鳥馬委員

近い学校って、時間か何かはかるとか、あるいは距離ですか。

教育改革担当課長

地図上で距離を見て、検討してということでございます。

山田委員長

今、飛鳥馬委員がご指摘された通学区域のことですけれども、中野区内では、近くの学校があるのにかかわらず指定をされてしまったというケースはそれほどないのではないかと

など思うのですね。ただし、やむを得ない場合には、第4条ですか、保護者の正当な理由があればということで弾力的運用を図るということですのでけれども。

もう1点は、学校の再編の計画をして、協議をしたときに、幹線道路とか、そういった大きな通りを越す場合に、子どもたちの安全が確保できるようにしたいということがあったと思うのですけれども、それに基づいて今回は、例えば桃花小学校のことであれば、青梅街道という大きな道路があるがために、その通学区域の変更をしたという経過があると思いますけれども、確認したいと思います。いかがでしょうか。

教育改革担当課長

ただいま委員長がおっしゃったとおりでございます、特に先ほどご説明申し上げた、現在の桃園第三小学校の学区から中野本郷小学校に変わる部分につきましては、青梅街道の横断を避けるという考え方でやっております。桃丘小学校の区域から野方小学校に変更する部分につきましても、中央線のところにはご存じのとおり跨線橋がございますが、そういった鉄道ですとか幹線道路を避けるという考え方でやっております。再編計画を立てる中で、先ほどお話があったとおり、そういうことは最大限考慮してございますが、やむを得ず横断する部分というのも一部ございます。その辺につきましては、交通安全の指導員等を配置するといったような安全対策を万全にやっていきたいというふうに思っております。

山田委員長

そのほかにご質問ございますでしょうか。一応、前日も協議した内容でございますが、よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第22号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

山田委員長

続いて、日程第2、第23号議案「平成20年度使用教科用図書の採択について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

「平成20年度使用教科用図書の採択について」、ご説明をいたしたいと思います。前回は協議いただいたところでございますが、平成20年度の使用教科用図書の採択につま

しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第 14 条に従いまして、来年度使用します区立小学校用、それから区立小学校特別支援学級用、区立中学校用、区立中学校特別支援学級用に関しまして、採択をする必要があるためでございます。

お手元の資料でございますが、内容について、再度、少し説明をさせていただきます。

別紙の裏面でございます。1 ページ目が区立小学校用の検定教科書でございます。これにつきましては、改めてまた 1 年置きに同一教科書を採択していただくために一覧としてございます。

2 ページ、3 ページ、4 ページまでは、20 年度区立小学校の特別支援学級で使われます、いわゆる一般図書にかかわる教科書の一覧でございます。こちらのほうも採択をしていただく形になります。

5 ページでございますが、上段は、区立中学校検定教科書のほうの一覧でございます。これも、毎年度、同一教科書を採択していただく関係で載せてございます。下段でございますが、区立の中学校——申しわけありません。「障害学級用」になっておりますが、「特別支援学級用」になります。特別支援学級用の文部科学省著作教科書一覧表でございます。特別支援学級におきましては、検定教科書、それから文部科学省の著作教科書、それから、先ほどの小学校でも書かれておりますいわゆる一般図書の中から教科書を選定することができますので、来年度、この文部科学省著作教科書を使うというふうな状況もございしますので、これも採択をしていただく形になってございます。

6 ページ、7 ページは、中学校の特別支援学級のほうで教科書として使う一般図書のほうでございます。

以上につきまして、本日は採択のほうのご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

山田委員長

では、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

今使われている、特に検定教科書で、前回のお話で、何か特に重大な問題があったような場合には変更するようなことも可能性があるようなお話ですけれども、今のところ、特に重大な、教科書で問題がある、欠陥があるとかいうようなことはないということよろしいのですか。

指導室長

はい。今年度になりましてから、その記述についての訂正も教科書会社のほうから来ておりませんし、各学校においての使用状況からいいましても、特段に大きな問題はないというところでございます。

山田委員長

そのほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決をしたいと思います。

ただいま上程中の第 23 号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第 3 >

続きまして、日程第 3、第 24 号議案「区政情報一部公開決定処分に係る異議申し立てに対する決定について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第 24 号議案「区政情報一部公開決定処分に係る異議申し立てに対する決定について」、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、区政情報一部公開決定処分に係る異議申し立てに対する決定を行う必要があることから提案させていただいているものです。これは、中野区教育委員会事案決定規程に基づき、情報公開に係る事案のうち異議申し立てに対する決定につきましては、これは委員会決定とされておりますことからお願いするというものです。

なお、本事案でございますが、これは教育委員会が行った区政情報の一部公開決定処分について、一部の文書について非公開ということになっていたわけでございますが、これを不服といたしまして、中野区区政情報の公開に関する条例に基づきまして、公開請求に対する実施機関でございます教育委員会に対し不服申し立てが行われたものでございます。

これを受けまして、教育委員会では、同条例に基づきまして、中野区情報公開審査会に諮問いたしましたが、先日、審査会のほうから答申がございました。条例では、実施機関は審査会の意見を尊重して処理しなければならないとされてございますけれども、この議案の裏面の決定案のとおり、異議申し立てを棄却するというご提案させていただいております。

なお、本件の内容と経過の詳細等につきましては、生涯学習担当参事よりご説明させていただきます。

生涯学習担当参事

それでは、本件にかかわります経過説明をさせていただきますが、その前に、本件の内容をなします体育指導委員制度の概要についてご理解を賜るために、若干ご説明を申し添えたいと思います。

まず、この体育指導委員の制度でございますが、根拠は、スポーツ振興法でございます。同法の第 19 条におきまして、「市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関

する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする」とされておりまして、同条2項におきまして、「体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うものとする」とされておりまして、同条3項におきまして、「体育指導委員は、非常勤とする」と規定されてございます。

次に、同法が規則でということになっておりますので、当区におきます中野区体育指導委員に関する規則中、若干の説明をさせていただきますが、第1条で「目的」といたしまして、スポーツ振興法の規定に基づく体育指導委員の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的としておりまして、第2条で「職務」を規定しております。「住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと」「住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること」「学校等の教育機関その他行政機関の行うスポーツに関する行事又は事業に関し協力すること」等々でございまして、委員の定数は、第3条におきまして「43名以内」とされてございます。任期は、第4条におきまして「2年以内とする」、ただし「再任されることができる」とされてございます。

なお、第7条におきまして、「この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める」ということで、委任条項が定めてございまして、同委任条項に基づきまして、委員の任期2年ということから、本事案に関係いたします起案決定につきましては、2003年12月に起案決定を行ってございまして、「平成16・17年度体育指導委員の選考について」ということで、このうち、まず、委員選考の対象者でございまして、原則として、次のいずれかに該当する在住者（在勤者を含む）を対象とするということから、4点、地域の体育関係者、地域の各種団体の関係者、各種スポーツ・レクリエーション団体の関係者、そしてスポーツに関し学識または指導の経験がある者とされております。

次に、委員選考の要件といたしましては、区が主催する社会体育事業の企画運営に積極的に協力できること。委員相互の情報の共有・交換を積極的に行えること。中野区非常勤職員であることを認識し、職務を遂行することができること。自己の資質向上のため研修会や講習会等に積極的に参加できること。そして、年齢は原則として平成16年4月1日現在25歳以上70歳未満とする。新任は55歳未満。ただし、教育長が必要と認めた場合はこの限りではない。70歳を超えること、あるいは新任が55歳を超えることも教育長が必要と認めた場合には認められるという内容をなすものでございまして。

それから、委員候補者の情報提供依頼といたしまして、地域センター、中野区体育協会に対し、情報提供依頼をすることとしてございまして、なお、教育委員会において可能な限り適任者の確保をこのほか行うとされております。

そして、候補者の選考方法でございまして、提出された情報提供書の内容及び面接により選考する。ただし、継続者については面接を省略するということになってございまして。

当該制度の概要を踏まえまして、本件にかかわります経過のご説明をさせていただきます。

まず、当該諮問答申に先立ちますところ、2004年（平成16年）12月17日に、教育委員会に対しまして情報公開システムによる区政情報の公開請求が行われました。その内容としては、体育指導委員の選任基準・方法、選任決定の会議録、選任理由、所属団体名、服務規律、給与を定めた文書等でございますが、請求情報が不存在のため、請求人が取り下げた情報——選任決定の会議録等はずくってございませんので、こうしたものは取り下げただきました。これらを除き、体育指導委員の年齢、生年月日、住所が含まれていた部分を非公開と決定し、一部を公開いたしました。

次に、翌2005年（平成17年）2月2日、本件にかかわります審査会答申1ページに記載をされております追加の情報公開請求がなされてございます。2の(1)の①、体育指導委員の年齢または生年、並びに②、情報提供理由ほかの公開請求がなされたものでございます。これに対しまして、2月24日付で、体育指導委員の年齢または生年については個人情報であるため非公開、情報提供理由につきましては、個人情報であるとともに、体育指導委員の資質・能力の判定に関する行政執行情報保護のため非公開といたしました。その他の対応は答申のとおりでございます。

続きまして、3月18日付ですが、これは2ページでございます。一部公開決定した文書を、申請人、請求人に渡しましたところ、同日、体育指導委員の年齢または生年及び情報提供理由の非公開決定につきまして、異議申立書が提出されました。

次に、4月12日に情報公開審査会から一部公開理由説明書の提出依頼があり、5月25日付で提出してございます。その中で、体育指導委員の年齢または生年については、中野区区政情報の公開に関する条例運営要綱別表3、個人生活情報のうち、特定の個人を識別できる情報に該当すること、また、情報提供書の記載項目の一つである情報提供理由欄には、別表3にございます身体等に関する情報、社会的活動に関する情報、能力等に関する情報等が含まれており、個人情報と判断をしたこと、あわせまして、地方公共団体が行う事務事業の性質上、その適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの、いわゆる行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条1号ハに該当するとの説明を行っております。

2006年（平成18年）6月16日に審査会の事情聴取を受け、さらに本答申にございます本年2月2日、審査会委員がかわったことに伴う追加の事情聴取を受けまして、本答申に至ったものでございます。答申の内容は、教育委員会の処分のとおり、一部非公開が妥当であり、申立人の主張は採用することができないとの結論に達しております。この答申の考え方を尊重して、教育委員会といたしまして異議申し立てを棄却する決定をしたいという内容のものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

ちょっと意味がわからないところがあるのですが、申立人の方が主張されている年齢・生年月日等ですね。この3ページの中ほどにある昭和37年の教育委員会規則第2号、「55歳未満」とか「地域との関連性」とか、これはもう現在存在してなくて、こういう規定はないと書いてありますが、このことを根拠にといいますか、言っておるのでしょうか。

生涯学習担当参事

規則の内容について若干引用させていただきました。この中にはそういった要項は現在には含まれておりませんが、先ほどの教育長委任条項第7条におきまして、教育長が別に定めることができるということになっております。これに基づきまして、体育指導委員の選考に当たるいわゆる起案決定の中に、先ほども申し上げましたように、例えば年齢は原則として25歳以上70歳未満とする、新任は55歳未満、ただし、教育長が必要と認めた場合はこの限りではない、こういった内容の起案決定を行いまして、これに基づいて選考しておりますので、法律、規則等に何ら抵触するものではない、このような判断を審査会のほうでもしていただいた、こういう経過がございます。

大島委員

ちょっと頭の中が整理できていないのですけれども、制度上のことをまず伺いたいのですが、この情報公開請求は、まず区の教育委員会に対して行うということなのですか。

生涯学習担当参事

請求人が区の教育委員会に対しまして、情報公開条例に基づいて、先ほど申し上げましたような内容について情報公開請求がなされたというものでございます。

大島委員

それに対して、区の教育委員会が一部を非公開とし、一部を公開するということを決定して、この公開決定通知書というのを送ったということが次にあるわけですね。

生涯学習担当参事

そのとおりでございます。

大島委員

しかし、この申立人の方が、一部非公開というようなことは不服だということで、異議申し立てを行ったということなのですが、この異議申し立てを行う先が区の教育委員会であるということなのですか。

生涯学習担当参事

実施機関としての区の教育委員会に対して異議の申し立てが行われたというものでございます。

大島委員

そうしますと、区の教育委員会がこの異議の申し立てに対して、それを認めるとか認め

ないとかという決定をしなければいけないのだけれども、それに先立って、審査会に諮問をする、しなさいということがこの条例に定められているので諮問をしたと。それで、審査会がこの一部非公開という決定は妥当だよという結論を出したと、こういうことなのでしょうか。

生涯学習担当参事

はい、そのとおりでございます。

大島委員

そうすると、条例とか規則とかのそういうシステム上の問題なのですが、もし教育委員会が、例えばこの審査会の諮問はおかしい、非公開というのはおかしい、公開すべきだとか仮に判断しても、先ほど「審査会の結論を尊重する」という規定があるというお話でしたけれども、それに反するようなことを定めるということは、システム上は可能なのですか。

生涯学習担当参事

教育委員会が情報公開審査会に諮問をしたのは、私どもの決定事項及び内容が妥当であるという判断のもとに、その判断がいかなるものでしょうかという諮問をしておりますので、その結論としての答申が私どもの判断が妥当であるというご判断をいただいておりますので、これも条例に基づきまして、情報公開審査会に諮問し、その結果、答申を尊重して、本件異議申し立てに対する決定をするものだと、こういうことで今回ご決定のお願いをしている、こういう内容のものでございます。

大島委員

ということは、異議申し立てを受けた段階で、区の教育委員会として、前に自分が出した一部非公開という決定は妥当なのだとということで、でも、一応審査会にも諮ってみようというようなことですけれども、諮る前に、もう委員会としての「これは妥当だ」という結論は出ているということですよ。

生涯学習担当参事

一部非公開、一部公開決定をして、本人に通知をした段階では、これは決定はしておりますので、もちろん、我々としてはその決定が妥当であるという判断のもとに、その次の行為に移っているというものでございます。

大島委員

としますと、教育委員会でも、そもそも一部非公開という決定をしているのですから、それを後から、「あれ、おかしかった」というようなこともあり得ないといえますか、一貫した態度で臨むということであれば、もちろん自分のした決定が妥当であると。その上、審査会のご意見も同じであったということで、裏づけもできたということになると思うので、そうしますと、教育委員会としてはこれと違う判断を出すということはおかしいということになりますよね。

生涯学習担当参事

今のご質問に対しましては、私からご答弁を申し上げる性質のものではないというふうに思っております。

大島委員

ごめんなさい。ちょっとシステムのことが不勉強で、関連して何うのですけれども、申立人の方の立場からしますと、区教育委員会のほうでは、やはり前のおりだと。一部非公開だと。申し立ても却下ということになって、次に、これについての異議を持っていく場というのはシステム上はあるのでしょうか。

教育経営担当課長

その場合ですと、行政事件訴訟法に基づいての裁決の取消訴訟ということになるかどうかと思います。

飛鳥馬委員

この教育委員会に限らず、こういう委員会に似たものは区にたくさんあると思うのですが、同じような判断が出ているのでしょうか。年齢、生年月日、さまざまな機関などによって違うのでしょうか。

生涯学習担当参事

すべて区政情報の公開に関する条例に基づいておりますので、別の判断が出るということは基本的にはないというふうに考えております。例えば、今回にかかかります、先ほど別表3、個人生活情報というふうに申し上げましたけれども、個人情報にかかわっては、これがいわゆる非公開の判断の基準になる事項でございます。一つに、特定の個人を識別できる情報で、氏名、住所、電話番号、国民健康保険または各種年金等、特定の個人に与えられる各種番号等、これは個人情報に当たり保護されるべき。それから、身体に関する情報としては、障害に関する情報ということでは、精神障害、身体障害の有無・程度等。その他ということでは、健康状態、体格、体力、運動能力等。それから、家庭状況に関する情報としては、家族構成ですとか。社会的活動に関する情報としては、就労の有無、勤務状況とか、各種団体加入の有無、加入団体名、役職など。それから、能力等に関する情報としては、資格・免許の有無、種類、取得年度。その他個人生活に関する情報としては、趣味嗜好なども入っております、このほかにも該当する個人生活情報の事項というのはあるのですけれども、こういう内容が示されているものについては非公開とする。全体ではなくて、その部分をマーカーで塗りつぶして、それで公開をする、そういう内容のものが一部公開、あるいは一部非公開という内容をなすこととなります。

大島委員

そうしますと、中野区の区政情報の公開に関する条例自体には、そういう個人情報は一切わかるようにしてはいけないというふうに規定されているということでもないのでよね。個人が識別できるような情報は100%わからないようにして公開しないとダメと

いうふうな規定になっているわけでもないということですよね。済みません。条例について勉強不足で大変申しわけないのですけれども。つまり、そういうことであれば、そもそも教育委員会が判断するより以前に、条例でいけないと決められているのでしたら、これは非公開にするよりないわけですけれども。

教育経営担当課長

この情報公開条例について、個人情報の保護という規定が置かれてございまして、これによりまして、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない」というふうに規定されてございます。個人情報の公開ということについていえば、「実施機関は、区政情報のうち、個人情報の公開請求があったときは、請求理由を聴取の上、公開することを相当と認める場合に限り公開するものとする」ということですから、基本的にはまず非公開。ただし、相当の理由——それが何に相当するかというのは個々の判断によると思いますが——でない限りは、まず個人情報については最大限の尊重をしなければならないということになってございます。

大島委員

ということがまず前提にあって、ただし、相当の理由があるかどうかとか、その辺の判断は教育委員会に、個々のケースにおいては判断がゆだねられる、裁量の余地というのがあるのだらうと思いますけれども、それで今回の場合は、教育委員会の判断として、それぞれ資料に書いてありますように、①については何とかのためとか、②については何とかのためといういろいろな判断があって、その部分は非公開にするのが妥当であるというふうに教育委員会が判断したという理解でよろしいのですか。

生涯学習担当参事

はい、そのとおりでございます。

補足をさせていただきますが、この内容等については、先ほど私どもが非公開決定をしたものも含めて、情報公開審査会で二度にわたり事情聴取を受けてございます。1点1点について全部その際に私のほうから説明をさせていただいております。それに基づいて今回情報公開審査会のほうのこの内容の答申が出されたというものでございます。

山田委員長

私のほうがちょっと教えていただきたいのですけれども、申立人が情報公開に至った経過は、先ほどご説明があった体育指導委員に対して、指導上の何か問題点があったのかどうかというところが最初のきっかけのように思うのですけれども、体育指導委員の資質とか、その評価については、教育委員会として十分に認められるという判断のもとでということが大前提ではないかと思うのですけれども、その点を教えていただけませんか。

生涯学習担当参事

地域センターや体育協会から提出された情報提供書、それから本人との面接等を含めまして、その情報が体育指導委員の要件等にきちっと適合しているか否か、適任者として認

められるか否か、委員を行う意志があるか否か、活動することができるか否か、体育指導員としてふさわしいか否かといったようなことを、面接等も含めて判断をさせていただいた上で委員として委嘱をする、こういう行為をとっております。

本件にかかわりましては、余り詳しくお話しすると差しさわりが出てくる部分がございますけれども、本請求人は体育指導委員の1人でございます。

山田委員長

わかりました。

では、暫時休憩をさせていただきます。

午前10時46分休憩

午前10時50分再開

山田委員長

では、委員会を再開いたします。

高木委員

私は国際短期大学の学長をしておりますが、体育の教員は結構年配の方がおります。50代でなる方は少ないので、60過ぎてから紹介する場合があります。年齢に関しては個人差がありますので、個人情報保護ということもありますから、何歳だからいい、何歳だからだめとかというのはやはりおかしいので、この件に関しては基本的には非公開というのは妥当だと思います。ただ、前提条件として、例えば75とか80で明らかに体育指導委員としてちょっと不適切な方がいないということであれば——いないというか、決定自体には関係ない。それは、そういう申し立てが出ないような区民に対する周知活動とかいうのも、今やっただけだと思っておりますので、今後とも留意していただければなと思うところです。

あと、ちょっとお聞きしたいのは、担当というか、教育委員会として聞かれても困ると思うのですが、2005年3月の申し立てで、もう2007年7月ですよ。やはりこれぐらいかかるものなのではないでしょうか。

生涯学習担当参事

まず、16・17年度の体育指導委員の中に、年齢要件として、70歳を超えている指導委員は1人もおりません。いわゆる初年のときに55歳を超えている方が3名、ですから、この方がそういう意味では、請求人がそのあたりのことをどこまでご承知だったかどうかは別にしまして、そういう事実はございます。

それから、本件が非常に長引きましたのは、私どももそのあたりの推測というのがちょっと難しいのですが、先ほどちょっと申しましたけれども、審査会の事情聴取というのは原則的には1回なのです。ところが、私は、恐らく始まって以来だと思っておりますが、二度受けております。それで、審査会の委員が途中で交代をしておりますので、何人かの方がチェンジをされていまして。その過程で「追加の事情聴取をさせてほしい」というお話があり

ましたので、1回目が昨年6月、2回目が本年2月ということで、二度事情聴取を受けて、そのたびごとに同じような資料を提出して、それをまた同じように説明をしながら、一つ一つ細かく質問をされたことに対してお答えをしております。それを総合化して今回の判断に立ち至っていると思いますので、そんなことも、今回少し期間が長くなった理由の一つではないかなというふうには思っております。

高木委員

わかりました。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第24号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第7回定例会を閉じます。

午前10時54分閉会